

第143回 滋賀県森林審議会

日 時：令和6年1月17日（水）

14：00～15：31

場 所：コラボしが21 3階大会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 地域森林計画の変更および滋賀県水源森林地域前区域の変更について

(2) 滋賀県の森林・林業行政推進のための造林公社のありかたについて

4 閉会

[14時00分 開会]

1 開会

○司会：本日の審議会は、委員数15名、出席委員14名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○琵琶湖環境部長：(審議会出席者へのお礼)

本日の審議会は、「地域森林計画の変更および滋賀県水源森林地域保全区域の変更について」と「滋賀県の森林・林業行政推進のための造林公社のありかたについて」の2件の諮問をする。

○司会：<委員の紹介をする>、<配布資料の確認をする>

3 議事

○司会：<会長の選任>

森林法第71条の規定に基づき、会長は、委員の方々の互選によって選出する。

○委員：<会長の選任を行う>

○会長：<会長代理を選出する>

○司会：<部会長及び部会員の選任>

林政部会並びに森林保全部会の部会長、部会員は、運営要領第6条の3に基づき、委員の中から会長が指名する。

○会長：<部会長及び部会員の指名を行う>

○司会：議長は、運営要領第3条に従い会長に願する。

○会長：承知した。当森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

○議長：本日の議事は2件。

・「地域森林計画の変更および滋賀県水源森林地域保全区域の変更について」

・「滋賀県の森林・林業行政推進のための造林公社のありかたについて」

事務局から説明をお願いする。

(1) 地域森林計画の変更および滋賀県水源森林地域保全区域の変更について

○議長：審議に先立ち、知事から諮問がある。

○森林政策課長：「湖北地域森林計画および湖南地域森林計画の変更について。標記について、貴審議会の意見を聞きたいので、森林法第6条第3項の規定に基づき諮問します。」
「水源森林地域の変更（案）に対する意見について。滋賀県水源森林地域保全条例第6条第8項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。」

○議長：謹んで検討する。事務局から説明をお願いする。

○事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

森林区域の変更面積の転用の伐採届は、転用されて森林以外の用途伐採の後、再造林はせずにほかの用途に使われる届けか。

○事務局：1 ha 以下の開発は伐採届で転用される。区域の変更は伐採届に対して現地確認を行い、確実に転用されている箇所を森林区域から外す。

○議長：大規模なものは、保全部会で審議をした上で、それ以外がこの数字という理解でよいか。

○事務局：はい。

○議長：他に意見がないか求める。

先ほどの諮問につき、適当であると答申をする。

(2) 滋賀県の森林・林業行政推進のための造林公社のありかたについて

○議長：審議に先立ち、知事から諮問がある。

○森林政策課長：「一般社団法人滋賀県造林公社の公益的役割について（諮問）。このことについて、貴審議会の意見を聞きたいので別紙のとおり諮問します。」

＜別紙を読み上げる＞

○議長：謹んで検討する。事務局から説明をお願いする。

○事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：資料2-1-6の経営状況について、貸借対照表の固定資産781万は森林資源そのもの、山の木と山の所有権という理解でよいか。

○事務局：森林資産には林業公社会計基準という特殊な会計基準があり、この資産額は、

植林に要する経費や間伐・枝打ちや保育等のこれまで森林整備に要した投下経費から借入金や補助金等の森林整備に係る収入を控除して算出され、時価評価ではない。

○委員：これを基に今後、伐採してお金に換えていくのか。

○事務局：はい。

○委員：山に生えている木は資産であるという理解でよいのか。幾らになる、ならないは別の話として。

○事務局：はい。木材価格等様々な要素があり、本当の価値は別です。

○委員：承知した。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：森林資産は投下資本などが入っている印象だが、2万haの造林は公社の土地か、それとも民有地か。植えたのはどこなのか。

○事務局：公社が植えて、土地所有者はまた別にいる。地上権を契約の中で設定して、伐採収益を一定割合分ける仕組みが分取造林となる。

土地所有者も収益をもらう権利を有している。土地を無償で貸して、造林公社が木を植えて育てる仕組みとなる。

○委員：承知した。公社の土地は全然ないのか。

○事務局：土地も公社が持っているところはない。

○委員：土地所有者と合意して切ることになるが、伐採は難しいとよく聞く。山が崩れたときの対応も非常に難しい、境界が分からないとよく聞く。植えるときに境界を確認する書類やデータがあるのか。実際に伐採していく困難性はどの程度か。非常に山間部が多いので、教えてほしい。

○事務局：所有者と契約を結び、地上権を設定している。公社の森林境界は、はっきりしている。山間奥地の立地条件から、搬出は非常に困難な現場が多い。

○委員：承知した。

今、伐採時期に来ている。木材需要が結構あるウッドショック以降、生産を伸ばしてきた現状を見ても、伐採を進めることは重要と思う。一昨年は山林の樹木が流れる異常な水害や樹木による害が非常に多かった。山林の管理は重要と思う。

滋賀県は県の半分が山林で、耕地も多い。耕地の水を守るための山林は8倍くらいと思うが、耕地に比べると山林が少なく、この維持は非常に肝要と思う。

伐採も大事だが、その後の造林が非常に重要ではないか。治水・利水ためにもよろし

くお願いしたい。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：伐採後、保安林は再造林を求められるが、土地所有者は今の木材価格では造林・保育の経費は出せない現状もある。契約相手と合意した上で伐採、立木販売となるが、伐採を迎える時期に更新を確約できるか検討しておく必要がある。

○事務局：造林公社の伐採は、現在は皆伐ではなく、複数回に分けて少しずつ伐採、抜き切りをしながら自然に生える木を育てつつ切る。4回伐採を予定して、木を育てながら切ることで、林地には常に木が残る状態で保全をしながら伐採を続ける方針。

再造林は現在予定していないが、社会経済情勢の変化や、所有者と合意でき、皆伐・再造林が有利になれば、方針は変えていく。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：再造林の予定はないと、伐採後は、はげ山になるという理解でよいか。

○事務局：自然に生えるのを育てて、天然林化していく。植えた木は切って、勝手に生えてくる木は育てつつ抜き切りをする。最後には、生えてきた広葉樹が残っている。

○委員：治水や利水の面からはどうか。どう分析をしているか。

○事務局：治水や利水面では針広混交林化を図って、水源涵養機能が毀損されない形で伐採を続けていく。植えた木は抜き切りして、広葉樹を残して育てていく。

○委員：一昨年の水害で、山の木がいかに大事か認識をしたと思う。十分管理されておらず、木が川に流れて下流で橋を壊して、最終的には竹生島や対岸の高島にも達した現実がある。

山の管理は非常に大事だと思う。自然に任せず、人間が管理するようになって治水・利水の面で被害が少なくなってきた。伐採した後は自然に戻すような発想で、どの程度被害が防げるのか重要な問題。昔に比べると都市機能も多く、治水面での被害が甚大になる。自然に戻すだけで本当にいいのか懸念している。その辺の分析等は、ぜひ教えていただきたい。

○議長：これは大学の研究機関の問題と思う。広葉樹が生えてくるか、高木種はあまり出てこない。場所の条件によって検討は必要と個人的には考える。

今後の審議会でも議論、試験が必要という意見も答申の中に盛り込む形にしたい。

○委員：公益的機能の役割は難しい問題で、公社造林の概要は分かっているが、説明のように、4回を基本的に伐採すると、20年から25年ぐらい必要となる。公社造林は

非常に山深いところや地理的・地形的に恵まれていない地域が多い。公益的機能を果たすためには、施業のやり方をよく考えて4回を6回にする、ある程度皆伐化して広葉樹に戻していく、針広混交林に誘導する等の選択肢がないと、一律的なやり方では先延ばしにするだけの話になる。もっと先を見据えた議論もこれから必要ではないか。

○委員：滋賀県の森林は琵琶湖の水源。下流域の行政と連携を取りながら、造林公社全体のあり方も他府県の造林公社とのあり方も含めて考えるのが大事と思う。

○事務局：水源としての役割、災害防止等の役割は、奥山でも重要と考える。これまで育ててきた資源をどう生かしていくかという視点も大事である。今後も皆様から様々な意見をお伺いし、公社造林の経営のあり方について生かしたいと考える。

○議長：本日の議事は以上。

委員の皆様からの意見をいただいた。貴重な意見を事務局で取りまとめて反映をお願いする。

○事務局：＜次回の審議会について説明を行う＞

○議長：以上で本日の審議を終了する。

4 閉会

○司会：以上をもって、第143回森林審議会を終了する。

[15時31分 閉会]